

○監事監査参考資料（「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」より抜粋）

I 法人運営

項目	監査事項	チェックポイント	着重点、指摘基準、確認書類	適否	意見
1 内部管理体制	1 特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内部管理体制が理事会で決定されているか。 ○ 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内部管理体制として理事会で決定されなければならない事項については、理事長等、理事に決定の権限を委任することができない。理事会で決定していること。 		
2 評議員・評議員会	(1) 評議員の選任	1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。 		
		2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欠格事由に該当する者が選任されていないか。 ○ 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。 ○ 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。 ○ 実際に評議員会に参加できないものが名目的に選任されていないか。 ○ 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。 		
		3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。 		
	(2) 評議員会の招集・運営	1 評議員会の招集が適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。 ○ 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の1週間前（又は定款に定めた期間）までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知をする方法で行っていること。なお、電磁的方法で通知をする場合には、評議員の承諾を得ていること。 ○ 評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を終ることなく評議員会を開催することができることとされており、この場合には招集の通知を省略できるが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できない。評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要であること。 	

	項目	監査事項	チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類	適否	意見
2 評議員・評議員会	(2) 評議員会の招集・運営	2 決議が適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。 ○ 決議が必要な事項について、決議が行われているか。 ○ 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。 ○ 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。 ○ 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評議員会で決議を行うためには、議決に加わることができる評議員の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の出席が必要であること。なお、この「議決に加わることができる評議員」には、当該決議に特別の利害関係を有する評議員は含まれない。 ○ 評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができること。 ○ 評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることはできないことから、当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておくこと。 ○ 評議員会における普通決議（特別決議以外の決議）は、出席者の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の賛成をもって行い、特別決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2（定款で3分の2を上回る割合を定めた場合にはその割合）以上の賛成をもって行うこと。 ○ 評議員会の決議があったとみなされる場合は、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録が必要であること。 ○ 評議員会への報告があったとみなされる場合は、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録が必要であること。 		
		3 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか。 ○ 議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。 ○ 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評議員会の議事録が法令に基づき書面又は電磁的記録により作成され、必要事項が記載されていること。評議員会の日から法人の主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置かれていること。 ○ 評議員会の決議が省略された場合には、同意の意思表示の書面又は電磁的記録が、法人の主たる事務所に決議があったとみなされた日から10年間備え置かれていること。 ○ 定款に議事録署名人（議事録に署名又は記名押印することと定められた者をいう。）が定められている場合には、定款に従ってその署名又は記名押印がされていること。 		
3 理事	(1) 定数	1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定款に定める員数が選任されているか。 ○ 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 ○ 欠員が生じていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事の員数は、6人以上の数を定款に定め、その定款に定めた員数が実際に選任されていること。 ○ 定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならないこと。 		
	(2) 選任及び解任	1 理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評議員会の決議により選任又は解任されているか。 ○ 理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事の選任は評議員会の決議により行うため、評議員会の決議が適切になされていること。 ○ 法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従うため、就任承諾書等により就任の意思表示を確認していること。 		
	(3) 適格性	1 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欠格事由を有する者が選任されていないか。 ○ 各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか。 ○ 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。 ○ 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、履歴書や誓約書等により確認していること。 		

	項目	監査事項	チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類	適否	意見	
3	理事	(3)適格性	2 理事として含まれていない者が選任されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。 ○ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。 ○ 施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれている必要があること。また、施設を設置している法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、「施設の管理者」が理事として選任されている必要があること。 ○ 評議員会の決議等、適正な手続に基づいて選任していること。 		
		(4)理事長	1 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事会の決議で理事長を選定しているか。 ○ 業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長が理事会の決定により選定されていること。理事長の代表権は、他の理事へ委任することはできないこと（職務代理者は設置できないこと）。 ○ 業務執行理事を置く場合には理事会により選定されていること。 		
4	監事	(1)定数	1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定款に定める員数が選任されているか。 ○ 定員で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 ○ 欠員が生じていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定款に定める員数が実際に選任されていること。 ○ 定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならないこと。 		
		(2)選任及び解任	1 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評議員会の決議により選任されているか。 ○ 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。 ○ 監事の解任は評議員会の特別決議によるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監事の選任は評議員会の決議により行うため、評議員会の決議が適切になされていること。 ○ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、監事の過半数の同意を得ていること。 ○ 法人と監事との関係は、委任に関する規定に従うため、就任承諾書等により就任の意思表示を確認していること。 		
			2 監事となることができず、ない者が選任されていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欠格事由を有する者が選任されていないか。 ○ 評議員、理事又は職員を兼ねていないか。 ○ 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。 ○ 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。 ○ 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監事候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、履歴書や誓約書等により確認していること。 		
			3 法に定める者が含まれているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監事は、監査を行うに当たり、法人の業務及び財産の状況を確認するものであることから、「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」が含まれている必要があること。 		

	項目	監査事項	チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類	適否	意見
4 監事	(3) 職務・義務	1 法令に定めるところにより業務を行っているか。	○ 理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。	○ 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならないこと。毎会計年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令に定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。計算書類及びその附属明細書（計算関係書類）の監査と、事業報告及びその附属明細書（以下「事業報告等」という。）の監査について、それぞれ監査報告の内容及びその作成等の手続に関する規定が社会福祉法及び社会福祉法施行規則に設けられている。		
			○ 理事会への出席義務を履行しているか。	○ 監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有し、毎年度の監査報告の作成の義務を負うとともに、次の義務を負う。 ① 理事の不正の行為がある若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合、又は法令、定款違反の事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。 ② 理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないこと。 ③ 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合、法令違反等の事実があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告すること。 ○ ①及び③については監査報告へ記載すること。		
5 理事会	(1) 審議状況	1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。	○ 権限を有する者が招集しているか。 ○ 各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。 ○ 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。	○ 理事会を招集した理事が開催通知を期限までに発出していること。招集通知を省略している場合には、理事及び監事の全員の同意があること。 ○ 理事会の招集通知を省略することについての理事及び監事の同意の取得・保存の方法については、法令上の制限はないが、法人において、理事及び監事の全員が同意書を提出することとする、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくことが望ましいこと。		
		2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	○ 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもってにより行われているか。 ○ 決議が必要な事項について、決議が行われているか。 ○ 決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。 ○ 理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。 ○ 書面による議決権の行使が行われていないか。	○ 理事会の決議は、必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われる必要があること。 ○ 理事会の決議には、決議に特別の利害関係を有する理事が加わることができないこと。 ○ 理事若しくは理事会が評議員を選任若しくは解任する旨の定款の定めは効力を有しないため、理事会による評議員の選任又は解任が行われていないこと。		
		3 理事への権限の委任は適切に行われているか。	○ 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。 ○ 理事に委任される範囲が明確になっているか。	○ 理事に委任することができない事項が理事に委任されていないこと。 ○ 理事に委任されている権限の内容・範囲が、理事会で決定する規程等において明確なものとなっていること。		
		4 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告しているか。	○ 実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされているか。	○ 理事長及び業務執行理事が法令又は定款の定めに基づき報告をしていること。 ○ 理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の定期的な報告については、必ず実際に開催された理事会において報告を行う必要があり、省略はできないこと。		

	項目	監査事項	チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類	適否	意見	
5	理事会	(2) 記録	1 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令で定めるところにより議事録が作成されているか。 ○ 議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。 ○ 議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。 ○ 議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議事録には、社会福祉法施行規則第2条の17第3項に定められた事項を記載すること。 ○ 理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合は、理事会において実際の決議があったものではないが、社会福祉法施行規則第2条の17第4項第1号に定められた事項を記載すること。 ○ 議事録に定款に定める議事録署名人の書名等があること。 ○ 議事録が主たる事務所に備え置かれていること。(理事会の日から10年間保存) ○ 理事会の決議を省略した場合には理事全員の意思表示の書面又は電磁的記録が主たる事務所に備え置かれていること。 		
		(3) 債権債務の状況	○ 借入は、適正に行われているか。	○ 借入(多額の借財に限る)は、理事会の決議を受けて行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多額の借財については、法人の経営に影響を与えるおそれがあるため、理事会が理事長等の理事に委任することができないこととされており、これに該当する場合は、理事会の議決を受けた上で行われていること。 ○ 多額の借財の範囲は、理事会が理事長等の理事に委任する範囲として、専決規程等において明確に定めておくこと。 		
6	会計監査人	1 会計監査人は定款の定めにより設置されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定社会福祉法人は、会計監査人の設置を定款に定めているか。 ○ 会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。 ○ 会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人は、定款の定めにより、会計監査人を設置することができる。 ○ 特定社会福祉法人は、会計監査人の設置が義務付けられており、定款に会計監査人の設置について定めなければならない。 ○ 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた定款の員数が欠けた場合には、遅滞なく会計監査人を選任しなければならない。 			
		2 法令に定めるところにより選任されているか。	○ 評議員会の決議により適切に選任等がされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査人が評議員会において選任されていること。 ○ 理事会による会計監査人候補者の選任が適切に行われていること。 ○ 会計監査人として選任することができない者でないか、候補者に確認していること。 ○ 評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しないことに関する議案について監事の過半数の同意を得ていること。 			
		3 法令に定めるところにより会計監査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。 ○ 財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査人は会計監査報告を作成していること。 ○ 会計監査報告に必要な記載事項が記載されていること。 ○ 会計監査人が期限までに特定監事及び特定理事に会計監査報告の内容を通知していること。 			
6	評議員、理事、監事、会計監査人の報酬	(1) 報酬	1 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評議員の報酬等の額が定款で定められているか。 	○ 評議員の報酬等の額が定款で定められていること。		
		2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	○ 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。	○ 理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めること。			

	項目	監査事項	チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類	適否	意見
6 評議員、理事、監事の報酬	(1) 報酬	3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。 ○ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監事の報酬等の額は、理事の報酬等と同様に、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めること。 ○ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議により定めること。この監事の協議は全員一致の決定による必要があるため、監事の全員一致の決定により具体的な配分がなされているかを確認すること。 		
		4 会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事会等が会計監査人の報酬等を定める際に監事の過半数の同意を得ていること。 		
	(2) 報酬等支給基準	1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されており、評議員会の承認を受けていること及び支給基準に規定すべき事項が定められていること。 ○ 役員等の報酬等の支給基準が「不当に高額」でないことについては、法人に説明責任がある。そのため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることについて、どのような検討を行ったかを含め、具体的に説明できること。 		
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されていること。 		
	(3) 報酬の支給	1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。 ○ 役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評議員及び役員の報酬が、定款等で定められた額及び報酬等の支給基準に基づき支給されていること。 		
	(4) 報酬等の総額の公表	1 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人運営の透明性を確保する観点から、役員及び評議員の報酬等については、理事、監事及び評議員の区分毎にその総額を現況報告書に記載の上、公表すること。 ○ 現況報告書に記載し「財務諸表等電子開示システム」を利用した届出を行うか、法人ホームページ等のインターネットにより公表すること。 		

II 事業

項目	監査事項	チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類	適否	意見
1 事業一般	1 定款に従って事業を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定款に定めている事業が実施されているか。 ○ 定款に定めていない事業が実施されていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の行う事業（社会福祉事業・公益事業・収益事業）の種類は、定款に必ず記載されていること。 ○ 定款に記載している事業を実施していない場合は、休止中の事業であって、再開の見込みのない事業等をいう。 ○ 定款に記載していない事業は、定款に記載を要さない事業（例：特別養護老人ホームの経営と一体的に実施している公益事業） 		
	2 「地域における公益的な取組」を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の責務である「地域における公益的な取組」を実施していること。実施していない場合は、実施することに努めているか（実施事業の検討等）確認すること。 		
2 社会福祉事業	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。 ○ 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない用途に充てていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉事業が法人の行う事業のうちの主たる地位を占めていること（事業規模が法人の全事業のうち50%を越えていること）。 ○ 公益事業や収益事業を実施している場合、社会福祉事業に対して従たる地位にあること。 ○ 原則、社会福祉事業の収入を公益事業や収益事業に充てることはできないこと。 		
	2 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、社会福祉事業を行うために直接必要である全ての物件について、所有権を有していること。又は、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。 ○ 全ての社会福祉施設の用に供する不動産について、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている法人は、1000万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければならないこと。 ○ これら資産は、法人設立時のみならず、法人が存続する限り有していなければならないこと。 		
3 公益事業	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。 ○ 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 ○ 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益事業は、社会福祉と関係があり、公益性があるものである必要があること。 ○ 公益事業に係る事業区分を設定し、社会福祉事業や収益事業と区分して会計処理をすること。 ○ 公益事業は社会福祉事業に対して従たる地位になればならず、原則として、その事業規模が社会福祉事業の規模を超えてはならない。 		
4 収益事業	1 法に基づき適正に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。 ○ 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収益事業に関する事業区分を設定し、社会福祉事業及び公益事業と区分して会計処理をすること。 ○ 収益事業の収益は社会福祉事業等に充てていること。 		
	2 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 ○ 法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。 ○ 当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にある必要があり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を経営することは認められないこと。 ○ 実施する収益事業の種類について、法令上制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。 ○ 当該事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないこと。 		

Ⅲ 管理

	項目	監査事項	チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類	適否	意見	
1	人事管理	1 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。 ○ 職員の任免は適正な手続により行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の任免は、理事会で定める規程等により、その決定を理事長等にゆだねることができるが、施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、理事会の決議により決定される必要があること。 			
2	資産管理	(1) 基本財産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。 ○ 当該不動産の所有権の登記がなされているか。 ○ 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。 ○ 基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち原本が確実に回収できるものにより行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、登記をしていること。又は、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要であること。 ○ 都市部等土地の取得が極めて困難な地域等における施設や、第2種社会福祉事業の用に供する財産については、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差し支えないが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない。 ○ 既存法人が通所施設（障害福祉サービス事業、保育所、老人デイサービスセンター、地域活動支援センター、幼保連携型認定こども園等）を設置する場合や、既設法人以外の法人が保育所を設置する場合は、この限りではない。 			
		(2) 基本財産以外の財産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用に当たって、安全、確実な方法で行われているか。 ○ その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本財産以外の財産の管理運用に当たって、安全、確実な方法で行われていること。すなわち、元本が確実に回収できるもの以外の方法での管理運用を行う場合には、管理運用体制が整備されていること。 ○ その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となるものの管理運用体制が整備されていること。 ○ 法人の基本財産以外の財産が大きく既存していないこと。 ○ 社会福祉事業の存続要件となる財産が欠けていないこと。 			
		(3) 株式保有	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式の保有は適切になされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式の保有が法令上認められるものであるか。 ○ 株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式保有が認められるものであること。 ○ 株式保有が認められる場合であっても特定の企業の株式を全株式の2分の1を超えて有していないこと。 ○ 所轄庁に定められた書類を提出していない全株式の20%以上を保有している営利企業がないこと。 		
		(4) 不動産の借用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産を借用している場合、適正な手続を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。 ○ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用券を設定し、かつ、登記がなされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合に国又は地方公共団体の使用許可等を受けていること。 ○ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合にその事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、登記がなされていること。 		

	項目	監査事項	チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類	適否	意見
3 会計管理	(1) 規程・体制	1 経理規程を制定しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定款等の定めるところにより、経理規程を制定しているか。 ○ 経理規程が遵守されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経理規程が定款に定める手続きにより定められているか、経理規程が法令又は通知に反するものでないか、経理規程に従って会計処理等の事務処理がなされているか。 ○ 高額な契約を締結している場合等に、経理規程やその細則等法人の規程に定める要件や手続等に従っているか。 		
		2 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されているか。 ○ 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経理規程等により予算の執行や資金等の管理に関する体制が整備されていること。 ○ 管理運営に関する経理規程等に定める手続きが行われていること。 		
	(2) 会計処理	1 事業区分等は適正に区分されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業区分について、適正に区分されているか。 ○ 拠点区分について、適正に区分されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施する事業に対応して、事業区分及び拠点区分が適正に区分されていること。 ○ 各拠点区分が属すべき事業区分に属していること。社会福祉事業と公益事業及び収益事業は、別の拠点区分とすることが原則であるが、社会福祉事業と一体的に実施されている公益事業については、当該社会福祉事業と同一の拠点区分とすることができる。 		
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点区分について、サービス区分が設けられているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点において、複数の事業を実施する場合等であって、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合には、事業の内容に応じて区分するために、サービス区分を設けなければならないこと。 		
		2 会計処理の基本的取扱い		<ul style="list-style-type: none"> ○ 借入金、補助金、寄附金はその目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、適切な勘定科目に計上していること。 ○ 共通支出（費用）については、例えば、人件費であれば勤務時間割合等、建物であれば延床面積等によって配分することとなっているが、法人において、どのような配分方法を用いたか分かるように記録したうえで、その配分方法に従って適切に処理しているか。 ○ 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間における内部取引については、計算書類各号第2～4様式において相殺消去することとされている。法人単位の計算書類（各号第1様式）において、全ての内部取引が相殺消去されていること。 ○ 貸借対照表上、未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に表示されていること。 ○ 貸借対照表上、貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に表示されていること。 		
		3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作成すべき計算書類が作成されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計算書類に記載する金額は、原則として総額をもって、かつ、1円単位で表示する。 ○ 計算書類の様式は、会計基準に定めるところによる。 ○ 各号第2様式については、事業区分が社会福祉事業のみの法人は省略可能。各号第3様式については、当該事業区分に拠点区分が一つである場合は省略可能。 ○ 各号第4様式については、各拠点区分ごとに作成しなければならないこと。 		
		資金収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計算書類に整合性がとれているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金収支計算書の登記支払資金残高と貸借対照表の支払資金残高が一致していること。 ○ 前期支払資金残高も同様に貸借対照表の前年度末支払資金残高と一致していること。 ○ 「予算」欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算額（補正がない場合は当初予算額）と一致していること。 		

	項目	監査事項	チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類	適否	意見
3 理	会計管 理	資金収支計算書	○ 資金収支計算書の様式が会計基準に則しているか。	○ 第1～3様式は、大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略可。ただし、追加・修正は不可。 ○ 第4様式は、小区分までを記載し、必要のない勘定科目の省略可。中区分はやむをえない場合、小区分は適当な勘定科目を追加可。小区分の下に適当な科目を設けてさらに区分することも可。		
			○ 資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続により編成されているか。	○ 法人は、毎年度、全ての収入及び支出について予算を編成し、資金収支予算書を作成した上で、その予算に基づいて事業活動を行う。また、資金収支予算書は、事業計画をもとに、各拠点区分ごとに資金収支計算書の勘定科目に準拠して作成する。 ○ 定款に定める手続に則り、作成及び承認していること。		
			○ 予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続を経ているか。	○ 補正予算の編成が必要と認められる軽微な範囲とは言えない乖離について、定款等に定める手続により、補正予算が編成されていること。		
		事業活動計算書	○ 計算書類に整合性がとれているか。	○ 事業活動計算書の次期繰越活動増減差額と貸借対照表の次期繰越活動増減差額が一致していること。 ○ 事業活動計算書の当期活動増減差額と貸借対照表のうち当期活動増減差額が一致していること。		
			○ 事業活動計算書の様式が会計基準に則しているか。	○ 第1～3様式は、大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略可。ただし、追加・修正は不可。 ○ 第4様式は、小区分までを記載し、必要のない勘定科目の省略可。中区分はやむをえない場合、小区分は適当な勘定科目を追加可。小区分の下に適当な科目を設けてさらに区分することも可。		
			○ 寄附金について適正に計上されているか。	○ 経常経費に対する寄附物品は、取得時の時価により、経常経費寄付金収入及び経常経費寄付金収益に計上されていること。 ○ 土地などの支払い資金の増減に影響しない寄附物品は、取得時の時価により、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上され、資金収支計算書には計上されていないこと。 ○ 寄附金申込書、寄附金領収書（控）、寄附金台帳の記録は全て対応していること。		
			○ 収益及び費用は適切な会計期間に計上されているか。	○ 収益及び費用が適切な会計期間に計上されていること。		
		貸借対照表	○ 計算書類の整合性がとれているか。	○ 貸借対照表の純資産の部と財産目録に差引純資産は一致していること。		
			○ 貸借対照表の様式が会計基準の則しているか。	○ 中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略可能。		
			○ 資産は実在しているか。	○ 計算書類及び財産目録に計上している資産が実在していること。架空資産の計上がないこと。		
			○ 資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。	○ 資産を取得したときの評価が適正に行われていること。取得価額には、資産を取得した際に要した手数料等の付随費用も含む。		

3	項目	監査事項	チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類	適否	意見
3 理	会計管理 (2) 会計処理	貸借対照表	<p>○ 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。</p> <p>○ 資産について時価評価を適正に行っているか。</p> <p>○ 有価証券の価額について適正に評価しているか。</p> <p>○ 棚卸資産について適正に評価しているか。</p> <p>○ 負債は網羅的に計上されているか（引当金を除く）。</p> <p>○ 引当金は適正に計上されているか。</p> <p>○ 債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。</p> <p>○ 賞与引当金を適正に計上しているか。</p> <p>○ 退職給与引当金を適正に計上しているか。</p> <p>○ 上記のほか、引当金の計上は適切か。</p> <p>○ 純資産は適正に計上されているか。</p>	<p>○ 減価償却は、建物・構築物・車両運搬具等の使用又は時の経過により価値が減少するもので、耐用年数が1年以上、かつ、原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象とする。</p> <p>○ 減価償却を行わなければならない有形固定資産及び無形固定資産について、減価償却を行っていること。</p> <p>○ 時価評価を行うべき資産が把握されている場合は、時価評価を行うこと。</p> <p>○ 有価証券の評価の方法が会計基準に則り行われていること。原則として、法人が保有する個々の有価証券の時価の調査を行うことは要しない。ただし、当該有価証券の時価の変動が法人運営に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める場合はこの限りではない。</p> <p>○ 棚卸資産（貯蔵品、医薬品、診療・療養費等材料、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料等）については、会計年度における時価がその時の取得価額より低いときは、時価を付していること。</p> <p>○ 負債は網羅的に計上されていること。</p> <p>○ 負債のうち、債務は原則として債務額で計上されていること。資金繰りが悪化し、借入金の利息を支払っていない場合も当該利息を債務に計上する必要があること。</p> <p>○ 当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載するものであり、原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上すること。</p> <p>○ 滞留債権の把握が適切に行われていること。</p> <p>○ 徴収不能引当金が会計基準に則り計上されていること。</p> <p>○ 職員に対し賞与を支給することとされている場合に、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上していること。</p> <p>○ 法人の退職金の制度に応じて必要な費用処理や退職給付引当金が計上されていること。</p> <p>○ 引当金の全ての要件に該当する場合は、必要な引当金が計上されていること。</p> <p>○ 計上されている引当金は全ての要件に該当するものであること。</p> <p>○ 純資産については、基本金を元に行われる法人設立以降の法人の事業活動の結果としての財産の増減を示すものとして貸借対照表に表示される。これらについては、会計基準に従い、貸借対照表に適正に計上される必要がある。</p>		

	項目	監査事項	チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類	適否	意見
3 会計管理	(2) 会計処理	貸借対照表	○ 基本金について適正に計上されているか。	○ 第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金に該当する寄附金の額が会計基準に則り基本金に計上されていること。		
			○ 国庫補助金等特別積立金について適正に計上されているか。	○ 国庫補助金等特別積立金の積立ては、国庫補助金等を受け入れた年度において、国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別必要に計上していること。 ○ 国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上していること。 ○ 国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上していること。		
			○ その他の積立金について適正に計上されているか。	○ その他の積立金の計上に関して、理事会の決議に基づいて行っていること。 ○ 積立ての目的を示す名称を付していること。 ○ 積立金と同額の積立資産が計上されていること。		
	(3) 会計帳簿	1 会計帳簿は適正に整備されているか。	○ 各拠点ごとに仕分日記帳及び総勘定元帳を作成しているか。 ○ 計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致しているか。	○ 経理規程に定められた会計帳簿（仕訳日記帳、総勘定元帳等）が拠点区分ごとに作成され、備え置かれているか、計算書類における各勘定科目の金額が総勘定元帳と一致しているか。		
	(4) 附属明細書等	1 法令に基づき適正に作成されているか。	○ 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。	○ 注記事項のうち、「基本財産の増減の内容及び金額」、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」、「債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、当該債権の当期末残高」については、計算書類の金額と一致していなければならない。		
			○ 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。	○ 把握された注記すべき事項が注記されていること。 ○ 注記事項によっては、該当がない場合、記載自体を省略できるものと、「該当なし」と記載するものがあるため、留意する必要があること。		
	2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。	○ 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。 ○ 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。	○ 法人が作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、運用上の取扱いにおいて定められている。 ○ 該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略可能。 ○ 一部の附属明細書については、複数の附属明細書のうちのいずれかを作成すればよい。 ○ 附属明細書は、計算書類における金額と一致していなければならない。			

	項目	監査事項	チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類	適否	意見
3	会計管理 (4) 附属明細書等	3 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。	○ 財産目録の様式が通知に則しているか。 ○ 財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合しているか。	○ 基本財産については定款の記載事項であることから、定款の規定と一致する必要がある。 ○ 財産目録は、法人のすべての資産及び負債について、貸借対照表価額を表示するものであり、貸借対照表と整合がとれているものでなければならない。具体的には、貸借対照表科目と貸借対照表価額が、法人単位貸借対照表と一致していなければならない。各合計欄（流動資産合計、基本財産合計等）についても、法人単位貸借対照表と一致していなければならない。 ○ なお、法人単位貸借対照表における勘定科目の金額を財産目録において拠点区分ごと等に分けて記載した場合は小計欄と一致していなければならない。		
4	その他 (1) 特別の利益供与の禁止	1 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。	○ 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。	○ 社会福祉法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者（これらの配偶者や三親等内の親族等）に対して特別の利益を与えてはならない。 ○ 「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。例えば、法人の関係者から不当に高い価格で物品等を購入・賃借等を行ったり、法人の関係者へ不当に低い価格又は無償で譲渡や賃貸を行ったり、役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与を支給したりすることが該当する。 ○ 関係者への報酬や給与の支給、取引等が、定款や関係規程に基づき行われており、特別の利益の供与ではないことについて、法人は説明責任を負うものである。		
		(2) 社会福祉充実計画 1 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。	○ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。	○ 法人は、毎年社会福祉充実残額を算定し、当該残額が生じた場合は、既存の社会福祉事業の充実や新規事業の実施に関する計画「社会福祉充実計画」を策定し、これに基づく事業を実施しなければならない。これは、税金や保険料といった公費を原資とする充実残額を、地域住民に改めて還元するとともに、その用途を明確化して国民に対する法人の説明責任の強化を図るものである。 ○ 充実計画の作成に当たっては、公認会計士等の意見聴取、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けた上で、所轄庁に承認を受ける必要がある。 ○ 法人は、所轄庁が承認した充実計画に基づき、事業を実施しなければならない。		
	(3) 情報の公表 1 法令に定める情報の公表を行っているか。	○ 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。	○ 必要な事項が法人ホームページ等のインターネットの利用により公表されていること。			
	(4) その他 1 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。 2 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。	○ 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。 ○ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。	○ 法人が行う福祉サービスにうちて、第三者評価の受審及び結果の公表やサービスの質の向上を図るための措置を行っていること。 ○ 法人において、苦情解決の体制整備、手順の決定、それらの利用者等への周知が行われていること。			

項目	監査事項	チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類	適否	意見
4 その他 (4)その他	3 登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしているか。 ○ 資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人は、①目的及び業務、②名称、③事務所の所在地、④代表権を有する者の氏名、住所及び資格、⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、⑥資産の総額 について変更がある場合は、変更の登記をしなければならない。 ○ ①～⑤は、変更が生じたときから2週間以内に変更登記を行う。 例：理事長の変更 事業の追加 主たる事務所の所在地の変更（区画整理による変更含む） ○ ⑥については、毎会計年度終了後3か月以内（毎年6月末まで）に変更登記を行う。 		
	4 契約等が適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人印及び代表者印の管理について管理が充分に行われているか。 ○ 理事長が契約について職員に委任する場合は、その範囲を明確に定めているか。 ○ 随意契約を行っている場合は一般的な基準に照らし合わせて適当か。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人印及び代表者印の管理について、管理者が定められている等、充分な管理が行われていること。 ○ 理事長が契約について職員に委任している場合は、経理規程等によりその範囲を明確に定めていること。 ○ 随意契約を行っている場合は、入札通知により適正に行われていること。 ○ 施設整備に係る契約については、国関連通知等により適正に行われていること。 		